

## 1 学校の方針

本校は、多部制単位制高校であり、様々な学習歴や生活背景を持つ生徒が通うため、各生徒の内面に寄り添う教育活動を重視している。

また、「いじめは、いつでもどこでも起こりうるもの」という認識を全教職員が持ち、日頃から積極的に声をかけ、内面理解に努めながら、生徒を見守る体制を築いている。

これらの取組をさらに充実させ、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた日常の指導体制を構築するとともに、家庭や地域、関係機関と連携しながら、いじめを根絶することを目指す。

## 2 基本的な考え方

本校には、自分に対する誇りや自信を持ってない生徒が多い。この状況を改善するため、本校は東日本大震災現地ボランティア活動、日常の地域ボランティア活動、幼稚園児に対する絵本の読み聞かせ活動などの体験活動を通じて、自己有用感を獲得し、自信と誇りを持たせ、自己実現を図る取組を進めている。

また、ボランティア活動に加え、コーピングによるストレス対処、研究授業や北高検定、地域未来塾による学力向上、地域と連携した諸行事の実施、部活動の活性化などにも取り組み、生徒の自己実現を可能にするための環境整備を進めている。

これらの「自分自身を大切にすること、人を大切にすること」に重点を置いた取組は、いじめを生まない学校風土づくりに役立っているが、さらに、「いじめの現場の周囲にいる観衆や傍観者も、いじめに大きく関係していること」を生徒に理解させ、周囲がいじめを監視し防止できる雰囲気作りをめざしている。

そのために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

**別紙1** 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識したうえ、教職員が生徒・集団の小さな変化を敏感に察知するためのチェックリストを別に定める。

**別紙2** チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の方法、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

また、県教育委員会から出されているいじめ未然防止プログラムを積極的に活用し、防止に努める。

**別紙3** 年間指導計画

また、職員・保護者・学校評議員・学校関係者評価委員の意見をもとに、指導計画を年度毎に見直し、PDCAサイクルに従って指導の改善を図る。

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめの解決を迅速に行うための組織的対応を別に定める。

**別紙4** 組織的対応

校内指導体制及び関係機関

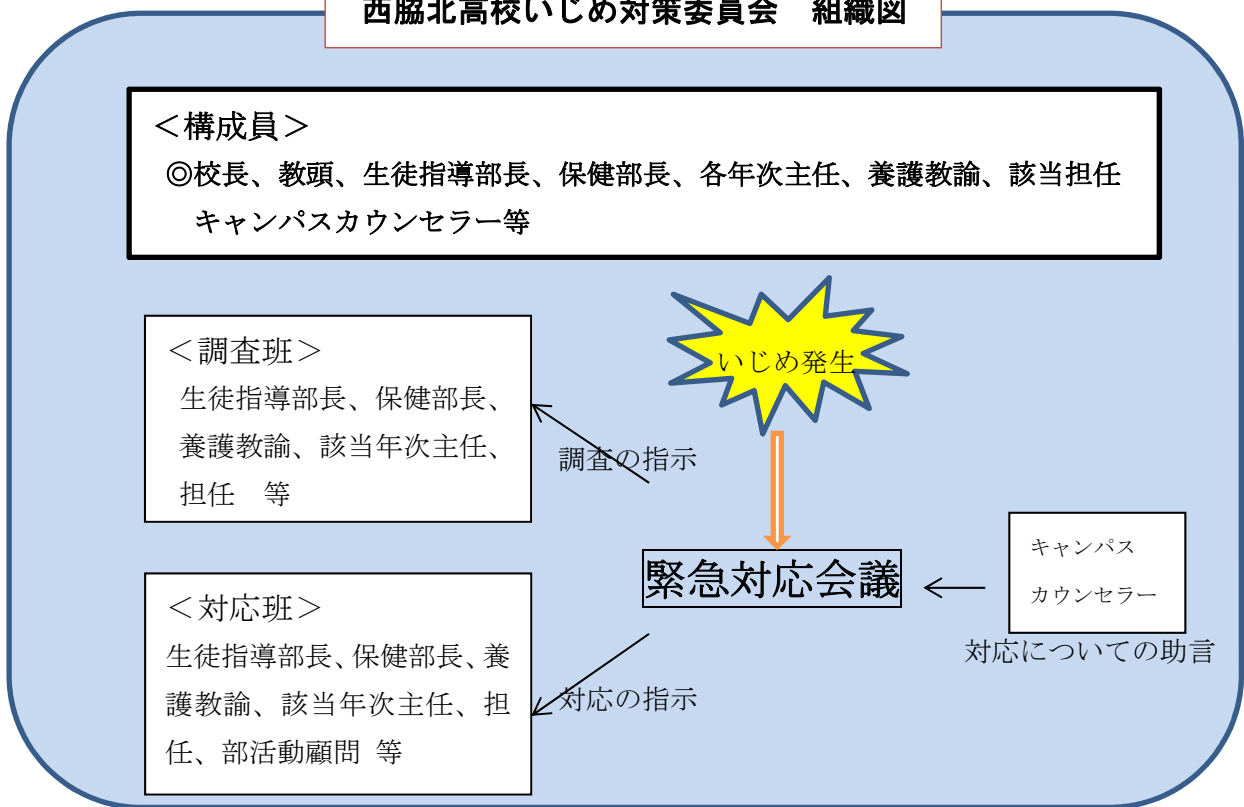
別紙 1

いじめ対策委員会の役割

いじめ問題は、教職員一人ひとりが抱え込むのではなく、「いじめは決して許されない」という強い意志のもと、学校全体で組織として取り組まなければならない。

「いじめ対策委員会」はその取組の中心となり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。また、定期的（2か月に1度）に開催し、生徒情報の把握に努める。

西脇北高校いじめ対策委員会 組織図



校内組織との連携

- 生徒指導部
- 保健部 人権部
- 心のサポートシステム実践研究委員会
- コーピング推進委員会
- 特別支援教育推進委員会
- 各部 1 年次、2 年次、3 年次、4 年次
- 部活動顧問

関係機関との連携

- 西脇警察署生活安全課・地域課
- 西脇市教育委員会青少年センター
- 多可西脇補導連絡会
- 西脇市子ども福祉課
- ひょうごっ子悩み相談センター

保護者・地域との連携

- 育友会
- 学校評議員会
- 学校関係者評価委員会
- 郷瀬町・日野町区長

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

## いじめが起こりやすい・起こっている集

- 1 \* 掲示物・黒板・机に落書きがあつたりする。
- 2 \* ロッカーの扉がへこんでいたり、壊れたりしている。
- 3 教室のごみ箱にごみがあふれている。床にゴミが散乱している。
- 4 学級やグループの中で、絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる。
- 5 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 6 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 7 \* 生徒の行動や発言に対して、ざわついたり、失笑が起こったりする。

## いじめられている生徒

- 8 一人でいることが多い
- 9 \* 言葉数が減り、元気がない。
- 10 \* 「しんどい」「疲れた」などの消極的な発言が多くなる。
- 11 いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- 12 おどおど、びくびく、にやにやしている。
- 13 遅刻・欠席が多くなる。
- 14 \* 仕事やアルバイトの欠勤が多くなる。
- 15 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 16 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- 17 班編成の時に孤立しがちである。
- 18 休み時間は、教職員の近くにいたがる。
- 19 ひとりだけで掃除をしたり、いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。
- 20 トイレや壁などに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 21 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- 22 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 23 服のボタンがとれていたり、不自然なよごれがある。
- 24 手足にすり傷やあざがある。
- 25 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする。

## いじめている生徒

- 26 普段から不満やストレスを抱えている。
- 27 あからさまに教職員の機嫌をとったり、教職員によって態度を変える。
- 28 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもち、いつもグループで行動する。
- 29 他の生徒に対してきつい言葉をつかう。
- 30 \* 教職員の指導に対して、聞き流すなど、その場しのぎの態度をとる。

年間指導計画

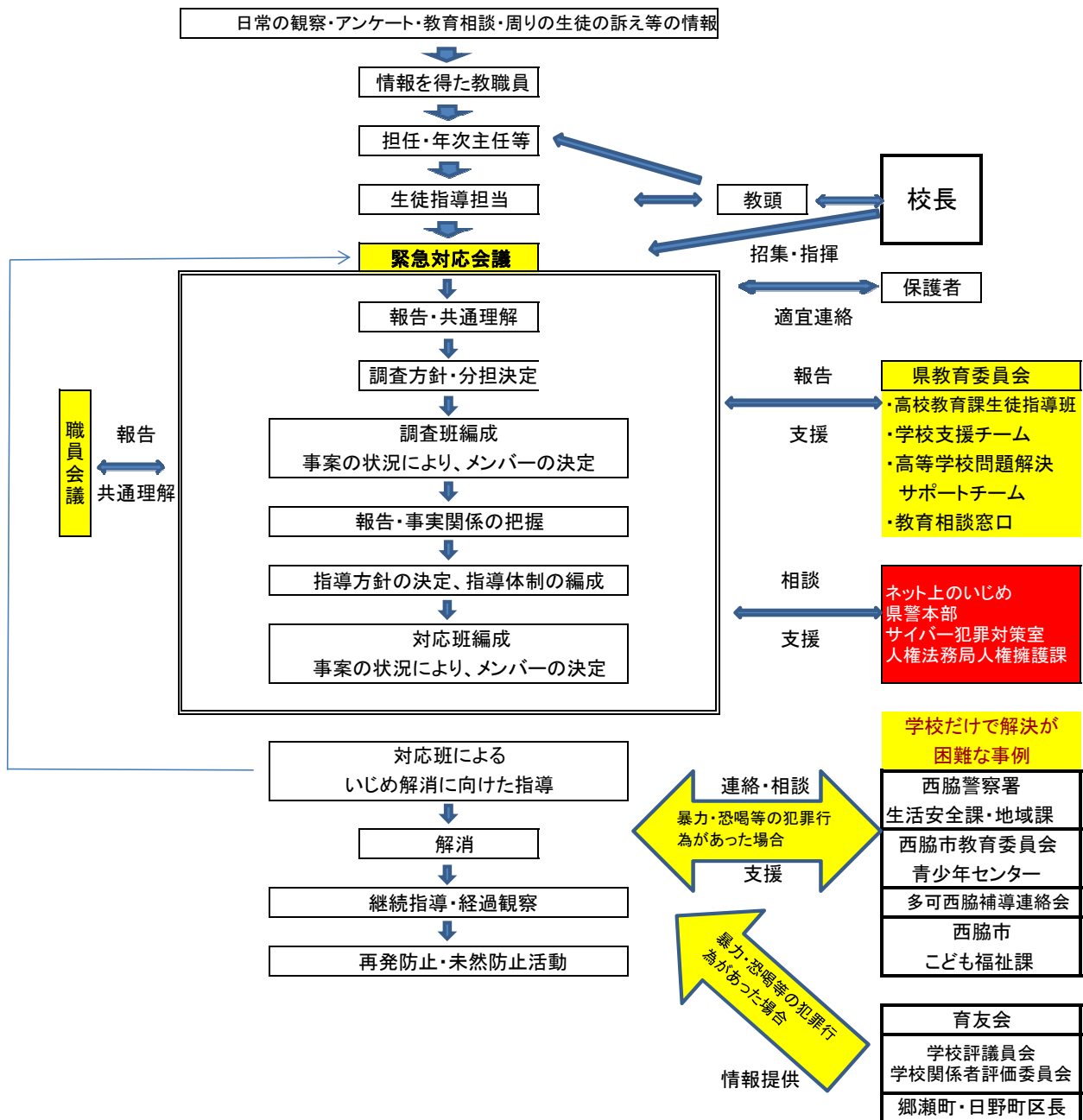
別紙3

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
職員会議等	<p>いじめ対策委員会① ・いじめ防止基本方針 ・年間指導計画等 ・いじめ対応マニュアル ・生徒情報共有</p> <p>職員会議 ・いじめ防止基本方針 ・年間指導計画等 ・いじめ対応マニュアル ・生徒情報共有</p>	<p>あいさつ運動</p> <p>職員会議 ・生徒情報共有</p>	<p>いじめ対策委員会② ・いじめアンケートの実施について ・生徒情報共有</p>	<p>いじめ対策委員会③ ・いじめアンケート(第1回)の結果について ・生徒情報共有</p> <p>学校評議員会兼 学校関係者評価委員会①</p>	<p>教職員研修会① ・いじめアンケート(第1回)の結果について</p>		
未然防止に向けた取組	<p>生徒指導部長講話①</p> <p>あいさつ運動</p>		<p>いじめに関する 人権ホームルーム</p>	<p>生徒指導部長講話②</p> <p>東日本大震災現地ボランティア活動</p>			
早期発見に向けた取組	<p>教育相談(4回) 個人面談① 中学校訪問による情報収集</p>	<p>教育相談(4回) 生活実態調査(第1回)</p>	<p>教育相談(4回)</p> <p>いじめアンケート実施(第1回)</p>	<p>教育相談(1回) 三者面談</p>		<p>教育相談(3回) 3部 個人面談</p>	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
職員会議等	<p>いじめ対策委員会④ ・生徒情報共有 ・後期の計画</p>	<p>学校評議員会兼 学校関係者評価委員会②</p> <p>教職員研修会③ カウンセリング・マインド実践研修</p>	<p>いじめ対策委員会⑤ ・いじめアンケート(第2回)の結果について ・生徒情報共有</p>	<p>教職員研修会④ いじめアンケート(第2回)の結果について</p>	<p>学校評議員会兼 学校関係者評価委員会③</p> <p>教職員研修会⑤ いじめ問題 事例研究</p>		<p>いじめ対策委員会⑥ ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討 ・生徒情報共有</p>
未然防止に向けた取組	<p>あいさつ運動</p>		<p>生徒指導部長講話③</p>			<p>生徒指導部長講話④</p>	
早期発見に向けた取組	<p>教育相談(3回) 生活実態調査(第2回)</p>	<p>教育相談(4回)</p> <p>いじめアンケート実施(第2回)</p>	<p>教育相談(1回)</p>	<p>教育相談(3回)</p>	<p>教育相談(2回)</p>	<p>教育相談(1回)</p>	

組織的対応

対応の流れ (1発見 →2情報収集 →3事実確認 →4方針決定 →5対応 →6解消経過観察)



対応の留意点

生徒への対応	被害生徒	苦痛を共感的に理解し、不安を取り除く。全力で守り抜くという立場で、継続的支援を行う。
	加害生徒	いじめは決して許されないという毅然とした態度で接する。内面を理解し、他人の痛みが解る指導を行う。
観衆・傍観者への対応		いじめは、被害・加害生徒だけの問題ではなく、見て見ぬふりをする周囲の者も、いじめを助長していることに気付かせ、自分たちでいじめ問題を解決する意識を育成する。
保護者への対応	被害側	正確・丁寧に事実を説明し、家庭での本人の様子を確認する。学校を挙げ、全力で被害生徒を守り抜く姿勢で対応し、いじめ解消への道のりを示す。
	加害側	事実の把握後、速やかに面談を行い、正確・丁寧に事実を説明し、いじめ解消への道のりを示す。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合の対応

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援を受け、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。